

# 先天性代謝異常症等検査を受けましょう



見かけは元気な赤ちゃんであっても、生まれつき、病気を持っていることがあります。

病気の中には、早く見つけて、治療することにより障がい  
の発生を防ぐことのできるものがあります。

そのような病気を発症する前に見つけて、すぐに効果的な  
治療（主として特殊栄養食）を始めるための大切な検査です。



## 対象となる疾患

先天性代謝異常症（糖、アミノ酸、有機酸、脂肪酸代謝異常症）と先天性甲状腺機能低下症及び先天性副腎過形成症の内分泌疾患の20疾患を対象に検査を実施しています。  
ただし、検査によりこれ以外の先天性代謝異常症が見つかる場合もあります。

## 検査の方法

赤ちゃんが生まれて4～6日目に足のうらからごくわずかの血液をとって検査が行われます。

## 検査の費用

この検査のための費用は、採血・指導料は有料、検査料は無料となっています。  
保護者の方の住所が京都市・他府県であっても京都府が検査料を負担します。

## 申し込み方法

医療機関備え付けの申出書に必要事項を記載の上、お申し込みください。

## 結果の連絡

検査の結果、万一異常の疑いがある場合は、医療機関からご連絡いたします。  
特に連絡がない場合は、1か月健診などでお知らせします。（医療機関によって取り扱いが異なる場合があります）。

（お問い合わせ）  
京都府健康福祉部  
こども・子育て総合支援室  
075-414-4727

### 〈個人情報の取り扱いについて〉

府では、病気の赤ちゃんを確実に発見し適切な治療に結びつけることができたか検査の有効性を評価するために、検査結果、確認検査結果、療養支援状況を集積・分析し検討することとしています。

なお、検査の実施や検査後のご支援などで、把握した赤ちゃんや保護者のお名前等の個人情報は、個人情報保護に関する法律に従って厳重に管理しますので、どうぞご理解ください。